

議案第 27 号

非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 11 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）が施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されたことに伴い、非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員退職報償金条例（昭和39年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	<u>30年以上</u>	<u>35年以上</u>		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	<u>30年以上</u>	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	<u>35年未満</u>			10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満		
団長	239,000円＋	344,000円＋	459,000円＋	594,000円＋	779,000円＋	<u>979,000円＋</u>	<u>1,079,000円</u>	団長	239,000円＋	344,000円＋	459,000円＋	594,000円＋	779,000円＋	<u>979,000円</u>	
	21,000円×	23,000円×	27,000円×	37,000円×	40,000円×	<u>20,000円×</u>			21,000円×	23,000円×	27,000円×	37,000円×	40,000円×		
	(年数－5)	(年数－10)	(年数－15)	(年数－20)	(年数－25)	<u>(年数－30)</u>			(年数－5)	(年数－10)	(年数－15)	(年数－20)	(年数－25)		
副団長	229,000円＋	329,000円＋	429,000円＋	534,000円＋	709,000円＋	<u>909,000円＋</u>	<u>1,009,000円</u>	副団長	229,000円＋	329,000円＋	429,000円＋	534,000円＋	709,000円＋	<u>909,000円</u>	
	20,000円×	20,000円×	21,000円×	35,000円×	40,000円×	<u>20,000円×</u>			20,000円×	20,000円×	21,000円×	35,000円×	40,000円×		
	(年数－5)	(年数－10)	(年数－15)	(年数－20)	(年数－25)	<u>(年数－30)</u>			(年数－5)	(年数－10)	(年数－15)	(年数－20)	(年数－25)		
分団長	219,000円＋	318,000円＋	413,000円＋	513,000円＋	659,000円＋	<u>849,000円＋</u>	<u>949,000円</u>	分団長	219,000円＋	318,000円＋	413,000円＋	513,000円＋	659,000円＋	<u>849,000円</u>	
	19,000円×	19,000円×	20,000円×	30,000円×	38,000円×	<u>20,000円×</u>			19,000円×	19,000円×	20,000円×	30,000円×	38,000円×		
	(年数－5)	(年数－10)	(年数－15)	(年数－20)	(年数－25)	<u>(年数－30)</u>			(年数－5)	(年数－10)	(年数－15)	(年数－20)	(年数－25)		

副分団長	214,000円＋ 17,000円× (年数－5)	303,000円＋ 17,000円× (年数－10)	388,000円＋ 18,000円× (年数－15)	478,000円＋ 30,000円× (年数－20)	564,000円＋ 37,000円× (年数－25)	<u>809,000円＋ 20,000円× (年数－30)</u>	<u>909,000円</u>
部長及び 班長	204,000円＋ 15,000円× (年数－5)	283,000円＋ 15,000円× (年数－10)	358,000円＋ 16,000円× (年数－15)	438,000円＋ 26,000円× (年数－20)	564,000円＋ 34,000円× (年数－25)	<u>734,000円＋ 20,000円× (年数－30)</u>	<u>834,000円</u>
団員	200,000円＋ 14,000円× (年数－5)	264,000円＋ 14,000円× (年数－10)	334,000円＋ 15,000円× (年数－15)	409,000円＋ 22,000円× (年数－20)	519,000円＋ 34,000円× (年数－25)	<u>689,000円＋ 20,000円× (年数－30)</u>	<u>789,000円</u>

副分団長	214,000円＋ 17,000円× (年数－5)	303,000円＋ 17,000円× (年数－10)	388,000円＋ 18,000円× (年数－15)	478,000円＋ 30,000円× (年数－20)	624,000円＋ 37,000円× (年数－25)	<u>809,000円</u>
部長及び 班長	204,000円＋ 15,000円× (年数－5)	283,000円＋ 15,000円× (年数－10)	358,000円＋ 16,000円× (年数－15)	438,000円＋ 26,000円× (年数－20)	564,000円＋ 34,000円× (年数－25)	<u>734,000円</u>
団員	200,000円＋ 14,000円× (年数－5)	264,000円＋ 14,000円× (年数－10)	334,000円＋ 15,000円× (年数－15)	409,000円＋ 22,000円× (年数－20)	519,000円＋ 34,000円× (年数－25)	<u>689,000円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。